

2 姉・広虫の功勞

清麻呂公の生涯を理解するには、まず三歳年上（天平二年生まれ）の姉広虫について知らなければならぬ。広虫は早く平城の都へ出て、天平十六年（七四四）十五歳のとき、中宮職（皇后づきの役所）に勤める葛城戸主と結婚し、夫とともに宮廷へ出入りを認められ、まもなく孝謙女帝（天平宝字元年讓位）の女孀として仕えるようになった。しかも、天平宝字六年（七六二）、夫に先立たれ、ほどなく孝謙上皇が出家されると、広虫も従つて尼となり（法名法均）、ひたすら忠勤を励んだようである。そのため、上皇の「腹心」として信任され、「進守大夫尼位」を授けられたのみなら

ず、四位相当の位封・位禄・位田も賜っている。

その孝謙上皇は、出家後もみずから「国家の大事と賞罰」を掌握する立場にあり、辣腕の恵美押勝（＝藤原仲麻呂）よりも、上皇にとりいる弓削道鏡を重く用いられるようになった。それに対して押勝は、天平宝字八年（七六四）、突如反乱をおこしたが、逆に近江で官軍に捕えられ、斬刑に処せられてしまう。そのさい、朝廷では、道鏡の画策により、押勝の一味三百七十五人も死罪にすべきだ、という意見が強かったけれども、それを聞いた法均尼（広虫）が、乱後にふたたび即位（重祚）された称徳女帝にせつせつと訴えたところ、女帝はただちにその諫言を納れたまい、死刑を減じて流罪と徒罪とに処された。

これは二つの重要な意味をもっている。そのひとつは、乱後まさしく道鏡太政大臣・禪師の天下となり、右大臣以下の高官ですら雌伏せざるをえなかった当時、尼僧の身ながら、あえて反乱関係者の命を救おうとした広虫（法均尼）の驚くべき勇氣と見識である。その背景には、亡夫が押勝のもとで紫微中台（皇后宮職）に勤めていたこともあるであろうが、むしろ広虫としては、慈悲の仏門に心を寄せられ、ふたたび天皇の御位に即かれた女帝のためを思えばこそ、身の危険を顧みず、過酷な処断を下されるようなことがないよう進言したものと思われる。

いまひとつは、道鏡を過信かされたかにも見える称徳女帝が、広虫のような一女官の忠告に耳を傾けられ、ただちに関係者全員の減刑措置げんけいそちを実行されたことである。これは、天皇が広虫をいかに深く信任しておられたかを示すと同時に、かならずしも道鏡のいうままになつておられたわけではないことを示すものと考えられる。

そのうえ広虫は、押勝（仲麻呂）の乱により、貧しい人びとが飢疫きえきに苦しみ、子供を草藪そうそくに棄てるのをみるに忍びず、孤児八十三人を養子として育て、その子供たちに「葛木の首」の氏姓を賜わり、自活できるようにしている。このように広虫は、まことに慈悲深い、しかも毅然とした態度を貫く女性であつたといえよう。

したがって、称徳女帝の崩御後にも、光仁天皇から従四位下・典蔵（後宮の蔵司の次官）という、地方出身の女性としては異例の高い官位に叙任され、もつとも信頼しんらいできる側近女官として重用されたのである。延暦十八年正月二十日、七十歳で亡くなつたが、『日本後紀』には「尼と為りて高野（称徳）天皇に供奉す。人と為り貞順ていじゆんにして節操に欠くる無し、……皇統弥照（桓武）天皇も甚だ信じて重んじたまへり」と讃辞を載せている。

また、同じく『日本後紀』（同年二月二十日条）の清麻呂薨伝中にも、光仁天皇の仰せとして、侍従たちの多くは毀誉紛々であるけれども、法均（広虫）のみは他人の

過ちを語るのを、いまだ聞いたことがないとか、姉弟の仲が好くて、家財もいっしょにして分けなかつたとか、末期に臨んで、私の死後七七の忌日や忌明けには、追福ついきふくの法要などしないで、わずかな行者（僧）と静室せいしつに座して仏様を礼拝し懺悔するだけでよいと弟清麻呂公に遺言したとか、というようなエピソードがしるされている。さらに二十数年後の天長二年（八二五）に至り、淳和天皇からとくに「旧績」を追思して正三位を贈られている。